職員等からの公益通報窓口について

平成23年8月1日から、弁護士による独立した公益通報窓口(以下「外部窓口」という。)を新たに設置し、これまでの本部総務課の公益通報窓口(以下「内部窓口」という。)と併せて、封書又はメールにより、職員の方々からの公益通報を受け付けています。なお、外部窓口に通報した職員に関する氏名等の情報は、違反通報の場合を除き、原則、外部窓口のみが保持し保護されます。

[公益通報窓口]

〇 内部窓口:本部総務課 総務課長

(専用 e-mail: tuhomado@pu-hiroshima.ac.jp)

外部窓口:井上周子弁護士 [胡田・井上・村上法律事務所]

「広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 601

、専用 e-mail : koueki-daigaku@apost.plala.or.jp

[通報の方法]

- 〇 次の内容を, 封書(親展)で公益通報窓口に送付, 又は専用アドレスにメールで送信してください。
 - ・公益通報を行う職員等(法人の役員・職員)の職名、氏名、所属及び連絡先
 - 通報対象事実(通報する事柄)の行為者の所属、職名、氏名及び行為の概要
 - 通報対象事実の証拠やそれに類するもの

※確実な通報受信及び個人情報管理徹底等を考慮し、上記以外の方法での通報受付は行いません。

≪参 考≫

公益通報とは…公益通報に関する規程第2条第2号

「職務上の行為に関し、法令等に違反し、又は違反するおそれがある事実(以下「通報対象事実」という。)について、法人業務の適法かつ公正な執行を期するために、職員等(法人の役員及び職員をいう。)から法人に対して行われる通報をいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で行われる通報(「違反通報」)という。)は除く。」